ホ　損害保険会社にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合　当該損害保険会社の法第百五条の三第一項第二号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第八十五条第五項第三号中「第三十八条第三号から第六号まで」を「第三十八条第三号から第七号まで」に改める。

第百四十二条の三第一項中「第九十八条第一項第八号に規定する」の下に「類似する取引であって」を加え、「第五十二条の三第一項に規定する」を「第五十二条の三第一項各号に掲げる」に改め、同条第二項中「第五十二条の三第二項」を「第五十二条の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する外国保険会社等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

第百六十六条第四項第三号及び第百九十二条第四項第三号中「第三十八条第三号から第六号まで」を「第三十八条第三号から第七号まで」に改める。

第二百十一条の三第九号の次に次の一号を加える。

九の二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ　指定少額短期保険業務紛争解決機関（法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に規定する指定少額短期保険業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百十一条の三十七第一項第四号ハにおいて同じ。）が存在する場合　法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合　法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二百十一条の三に次の一項を加える。

2　前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

第二百十一条の三十七第一項第四号に次のように加える。

ハ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合　当該少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合　当該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二百十一条の五十五第四項第三号中「第三十八条第三号から第六号まで」を「第三十八条第三号から第七号まで」に改める。

第二百十九条第一項に次の一号を加える。

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ　指定保険仲立人保険募集紛争解決機関（法第二百九十九条の二第一項第一号に規定する指定保険仲立人保険募集紛争解決機関をいう。以下この号において同じ。）が存在する場合　同項第一号に定める保険仲立人保険募集に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定保険仲立人保険募集紛争解決機関が存在しない場合　法第二百九十九条の二第一項第二号に定める保険仲立人保険募集に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二百三十四条の三中「次条」を「第二百三十四条の五」に改める。

第二百三十四条の四を次のように改める。

**第二百三十四条の四**　削除

第二百三十四条の五を次のように改める。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

**第二百三十四条の五**　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第二百三十四条の七の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

第二百三十四条の六第一項中「第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、」を加える。

第二百三十四条の七第一号中「第二百三十四条の十第一項各号」を「第二百三十四条の七の三第一項各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

**第二百三十四条の七の二**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定保険契約等である旨

三　復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　準用金融商品取引法第四十五条各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

**第二百三十四条の七の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。